

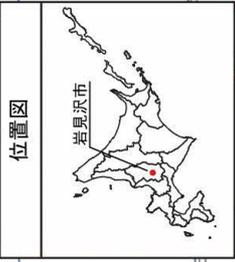
令和3年度(2021年度)公共事業(大規模等)事前評価調書

基準年月日

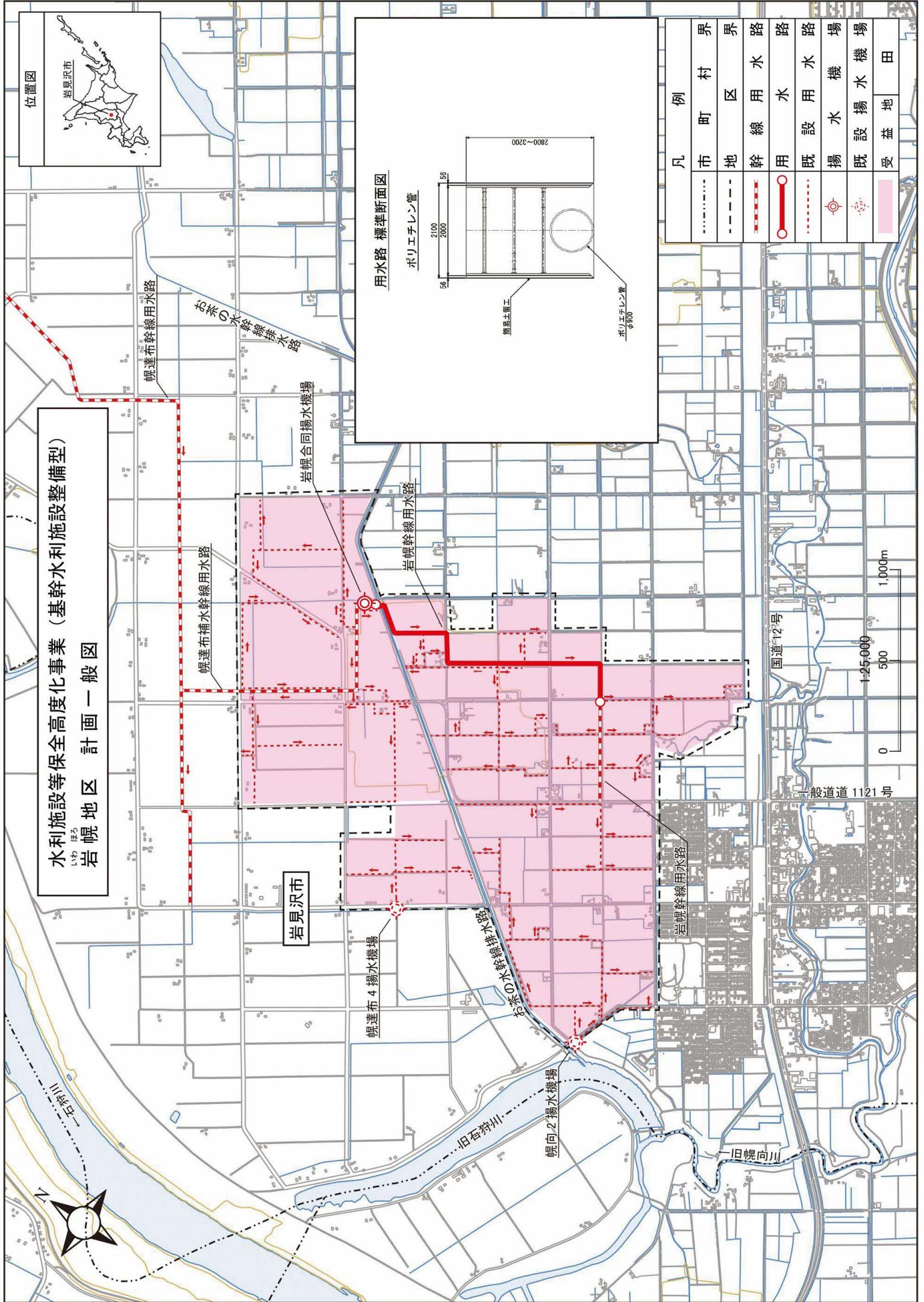
令和4年3月1日

| 調書番号 | 06-23 | 所管部 | 農政部 | 作成責任者 | 農政部農村振興局農村計画課長 大浦 正和 | | | |
|---------------|--|---|---------|---|----------------------|---------------------------------------|-----|------------|
| | | | | 担当係 | 畑地計画係 (内) 27-427 | | | |
| I 基本事項 | | | | | | | | |
| 事業種別 | 道営土地改良事業費(水利施設等保全高度化事業(基幹水利施設整備型)) | | | | | | | |
| 地区名 | いわね 岩幌 | 市町村名 | 岩見沢市 | 事業期間 | 採択 | R5 (2023) | 完了 | R10 (2028) |
| 事業費 | 2,900 百万円 | 負担割合 | 国 50.0% | 道 31.0% | 市町村 | - | その他 | 19.0% |
| | | | 1,450 | 899 | - | | | 551 |
| 事業目的・目標 | <ul style="list-style-type: none"> ●良質米の安定生産及び転作作物の生産性向上を図る。 ●農作業効率の向上及び水管理の合理化により労働力の省力化を図る。 ●事業実施により安全・安心な食の生産をささえる。 | | | 事業概要 本地区は岩見沢市の北西部に位置する水田地帯である。本事業において、造成後39年経過している揚水機場および用水路の改修を行うことで、良質米の安定生産を図るとともに、転作作物の生産性向上を図ることで、競争力のある農業の実現に資する。 | | | | |
| | 【アウトカム】等 <ul style="list-style-type: none"> ●本事業により必要な用水が将来的にも安定供給されることにより農業生産の維持・向上が図られる。(水稲:28.2t増 畑作物:現状維持) | | | 工事費内訳 受益面積 A=337ha 受益戸数 27戸 ○揚水機場 N=1基 1,490 ○用水路(パイプライン) L=1,730m 1,300 ○測量設計費 100 ○用地補償費 10 計 2,900 | | | | |
| 総合計画での位置付け | 施策名 | 農業農村整備の推進 | | | | 総合計画:大項目 経済・産業 | | |
| | 総合計画:中項目 | 農林水産業の持続的な成長 | | | 総合計画:小項目 | 潜在力のフル発揮で地域の経済・社会を支える農業・農村づくり | | |
| | 施策目標 | 地域の個性や想像力を活かした農業・農村の持続的発展に向けて「いのちの源「食」の生産をささえる」「多様な担い手と地域をささえる」「豊かな農村環境をささえる」の3つを整備の基本方針とし、地域の実情に即した生産基盤等の計画的な整備を進める。 | | | 関連する指標 | 食料自給率(カロリーベース) 令和7年度(2025年度) 目標値:238% | | |
| II 評価 | | | | | | | | |
| 1.必要性 | <ul style="list-style-type: none"> ●本地区は水稲、小麦、大豆を主体とした営農が行われ、たまねぎ、キャベツ等の高収益作物も作付けされている。 ●本地区の揚水機場は昭和58年(1983年)にかけて整備された。 ●造成後39年経過し施設機能低下による不具合から用水の安定供給に支障が生じるほか、維持管理負担が増加しているため早急な対応が必要である。 ●電動機、電気設備には発錆がみられるほか、ポンプ主要部の磨耗が顕著となっている。 ●ゲートは塗装劣化および腐食による板厚減少がみられ、サージタンクは内面にまで発錆が進行している。 ●コンクリート構造部分には漏水を伴うひび割れが多数みられる。また建屋の梁部分にもひび割れが発生しており応急的に補強している。 ●平成29年度(2017年度)に実施した耐震診断結果から耐震補強を検討したが、建屋の配置や構造等の制約により補強工法がとれず揚水機場の全面更新が必要となっている。 ●現況の幹線用水路は不等沈下により継手が破損し漏水による用水不足が生じており補修などの維持管理にも苦慮している。 ●用水の安定供給、維持管理負担の軽減を図り、良質米を安定して生産するために、本事業による改修によって施設機能を向上させることが必要である。 ●本事業は、北海道総合計画の第4章の2の(1)「農林水産業の持続的な成長」、第6期北海道農業・農村振興推進計画第3章の1「持続可能で生産性が高い農業・農村の確立」、第6期岩見沢市総合計画に位置付けられている。 | | | | | | | |
| 2.適切性 | <ul style="list-style-type: none"> ●実施にあたり関係機関との協議調整や専門的な知識が必要とされることから、国又は北海道による実施が適切と判断する。 ●道営事業により整備された用水施設の整備を行うことおよび土地改良法及び事業実施要綱等に基づく道営事業の要件(200ha以上)を具備していることから、北海道が実施主体となる。 | | | | | | | |
| 3.代替案の検討 | <ul style="list-style-type: none"> ●揚水機場は、かんがい期の用水供給を停止しないことを条件に複数の施設配置案から経済的なものを採用した。 ●幹線用水路は、現状を踏まえた上で既設管の補強と更新整備の比較検討を行い更新整備を採用した。 | | | | | | | |
| 4.緊急性・優先性 | <ul style="list-style-type: none"> ●当該施設は造成後39年経過している。施設の老朽化や劣化が顕著で、不具合や動作不良が頻発し、用水の安定供給に支障をきたしている。また、近代化用水の供給により用水不足を解消し、深水かんがい等の水管理に対応することで作物の安定供給および品質向上を図るためにも緊急性・優先性は高い。 ●新たな食料・農業・農村基本計画では、食料自給率の向上を目標に掲げ、講ずべき施策として農業生産基盤整備を示しており、食料の安定生産に寄与する本事業の優先性は高い。 | | | | | | | |
| 5.環境への影響・配慮 | <ul style="list-style-type: none"> ●本地区は岩見沢市が作成した田園環境整備マスタープランにおいて環境配慮区域に位置付けられている。 ●本地区の取水口が接続している河川に生息する魚類や動植物の生態系及び景観に配慮した環境保全対策について、環境情報協議会へ諮っていないことから、今後、空知総合振興局にて開催する同協議会へ提案し意見交換を行うこととする。 | | | | | | | |

| | | | | | | |
|----------------|---|---|------------|--|-------------|--|
| 6. 妥当性 | 根拠法令等 | 土地改良法、北海道農業・農村振興条例 | | | | |
| | その他 | 北海道総合計画、第6期北海道農業・農村振興推進計画、第6期岩見沢市総合計画 | | | | |
| | 地域の動向・意向、事業関係手続、コスト縮減の取組 | | | | | |
| | 【地域の動向・意向】 | 機能保全計画策定：岩幌合同揚水機場 機能保全計画策定：岩幌幹線用水路 本地区は調査地区として事業管理計画に位置付けられている。なお、岩見沢市、北海道土地改良区など、地域と協議調整を図りながら、受益者の全てから同意を得ており、地域住民からの反対意見もない。 | 【事業関係手続】 | 北海道土地改良区から空知総合振興局へ整備要望 岩見沢市農業農村整備事業管理計画に搭載 北海道土地改良区から道営土地改良事業計画策定要望の申請 整備要望を反映した事業計画概要の作成(予定) | | |
| | | | 【コスト縮減の取組】 | ・特になし | | |
| 7. 事業効果 | 経済効果の内訳(百万円) | | 費用の内訳(百万円) | | B/C 1.15 | 備考 ・「土地改良事業の費用対効果分析マニュアル」(農林水産省H30改正)に基づき算出 ・経済効果の合計と費用の合計は、「工期+40年」の累計で算出しR4年度に現在価値化している。 ・費用の合計は現在価値化しているため事業費と異なる。 ・農業用排水施設と接続する上位用水施設等にかかる費用を「関連施設」として計上している。 ・維持管理費削減効果は、現施設の維持管理費に対して、再整備した場合の維持管理費の増減及び事業を実施せず現施設の機能がなくなった場合の維持管理費の増減の合計により、マイナスとなる。 |
| | 作物生産効果 | 3,181 | 農業用排水施設 | 2,714 | | |
| | 品質向上効果 | 1,980 | 関連施設 | 1,913 | | |
| | 営農経費削減効果 | 486 | | | | |
| | 維持管理費削減効果 | △ 680 | | | | |
| | 国産農産物安定供給効果 | 395 | | | | |
| | 合計(B) | 5,362 | 合計(C) | 4,627 | | |
| 8. 事業特性による特記事項 | 【協議・調整状況】 | | | | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・該当事項：揚水機場の施工に係る河川(普通河川)・国営協議、用水路施工に係わる排水路横断協議、市道横断協議、水道移設協議 ・実施状況：いずれの事前協議も終了しており、工法等について了解を得ている。 | | | | | |
| III 今後の対処方針 | 【その他】 | | | | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・水利施設等保全高度化計画を作成。 ・負担割合の「その他」は、農業者の負担割合及び負担金である。 ・担い手：農業経営の改善に意欲的で、市町村が認定した地域農業を担う農業経営者。 | | | | | |
| 対処方針 | 農業施設の整備水準の向上に大きく寄与し、地域農業の維持に大きく貢献するとともに国民への食料の安定供給に資することから要望を行うことは妥当である。 | | | | | |
| | a | a：要望を行うことは妥当 b：要望に当たって検討を要する c：要望を行うことは妥当でない | | | | |



水利施設等保全高度化事業（基幹水利施設整備型）
岩見沢市 岩幌地区 計画一般図



| 凡 例 | |
|-------|-------------|
| | 市 町 村 界 |
| ----- | 地 区 界 |
| --- | 幹 線 用 水 路 |
| —○— | 用 水 路 |
| | 既 設 用 水 路 |
| ● | 揚 水 機 場 |
| ● | 既 設 揚 水 機 場 |
| ■ | 受 益 地 田 |